

千葉県警察術科技能検定規程

昭和29年12月20日
本部訓令第22号

〔沿革〕 昭和35年3月本部訓令第3号	令和2年6月本部訓令第20号
昭和60年3月本部訓令第6号	平成5年4月本部訓令第1号
平成13年4月本部訓令第11号	平成14年11月本部訓令第32号
平成25年7月本部訓令第12号	平成26年5月本部訓令第11号
令和2年6月本部訓令第20号	令和3年12月本部訓令第20号

千葉県警察術科技能検定規程を次のように定める。

千葉県警察術科技能検定規程

(規程の適用)

第1条 千葉県警察において行う警察官の術科中、逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定(以下「技能検定」という。)は警察術科技能検定に関する訓令(昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。)によるほか、この訓令の定めるところによる。

(合格基準)

第2条 技能検定は、級位制によつて行うものとし、その級位合格基準は、別表1から別表3までのとおりとする。

(技能検定の手続)

第3条 技能検定の実施及び合格者の決定は、警務部教養課長(以下「教養課長」という。)が行うものとする。ただし、初任科生及び初任補修科生の技能検定の実施は警察学校長が行うものとし、その結果について教養課長に報告するものとする。

2 教養課長は、前項の規定により技能検定の合格者を決定したときは、警察事務総合システム運用要綱(令和2年本部訓令第30号)に定める人事管理システムに登録するものとする。

(合格者の通知)

第4条 教養課長は、技能検定の合格者を関係所属長に通知するものとする。

(一般職員の技能検定)

第5条 一般職員に対してもこの規程を準用して技能検定を行うことができる(拳銃操法を除く。)

(他の機関の職員の技能検定)

第6条 他の機関から技能検定の委託を受けたときは、この規程を準用して技能検定を行うことができる。

(他の機関の行つた技能検定の効力)

第7条 他の機関が、警察庁訓令に準拠して行つた技能検定に合格した者は、本規程による技能検定に合格したものとみなす。

以下様式等省略